

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会専決案件		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原 良仁	ワーキンググループ名	その他事務事業(統計)		責任者	角田 美幸
合併協議項目	25-42各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	その他事務事業(統計)			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	統計調査 統計調査全般を実施するにあたり、必要な事務を遂行するため。 ・統計担当課長、担当職員の研修会への参加 ・統計年鑑購入費 ・広報PR(町報掲載、防災無線放送、インターネット)		該当なし		一般的事務のため、調整必要なし。			現行のまま新町に引き継ぐ。	
2	住宅・土地統計調査 住宅・土地統計調査の調査地域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るため、抽出された調査区を実地に踏査し、調査単位区を設定する。 調査期日 ・平成15年2月1日 調査方法 ・平成12年国勢調査区を抽出単位とする層別地域抽出法により、抽出された調査区を調査単位区とする。		住宅・土地統計調査 住宅・土地統計調査の調査地域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るため、抽出された調査区を実地に踏査し、調査単位区を設定する。 調査期日 ・平成15年2月1日 調査方法 ・平成12年国勢調査区を抽出単位とする層別地域抽出法により、抽出された調査区を調査単位区とする。		国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。			現行のまま新町に引き継ぐ。	
3	工業統計調査 工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料とする。 調査期日 ・毎年12月31日 調査対象 ・製造業の事業所		工業統計調査 工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料とする。 調査期日 ・毎年12月31日 調査対象 ・製造業の事業所		国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。			現行のまま新町に引き継ぐ。	
4	石油等消費構造統計調査 商工業における石油等の消費の実態及び動態を明らかにし、石油等の調査 期日 ・毎年12月31日 調査対象 ・毎年12月31日「製造業」に属する事業所のうち、従業者30人以上の事業所 調査内容 ・工業統計調査と同時に実施。		石油等消費構造統計調査 商工業における石油等の消費の実態及び動態を明らかにし、石油等の調査 期日 ・毎年12月31日 調査対象 ・毎年12月31日「製造業」に属する事業所のうち、従業者30人以上の事業所 調査内容 ・工業統計調査と同時に実施。		国の実施要領に沿って行っているため特に問題なし。また、平成14年1月で終了しているため検討の必要はない。			廃止	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会専決案件		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原 良仁	ワーキンググループ名	その他事務事業(統計)		責任者	角田 美幸
合併協議項目	25-42各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	その他事務事業(統計)			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
5	<p>農林業センサス</p> <p>我が国農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落、市町村段階から全国に至る各段階別に明らかにし、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料を整備することを目的として実施。 調査期日(調査周期 10年毎) ・平成12年2月1日 調査対象 ・すべての農家・農家以外の事業体、すべての林家・林家以外の事業体 調査内容 ・農業事業体調査(農家調査・農家以外の農業事業体) ・林業事業体調査(林家調査・林家以外の林業事業体)</p>		<p>農林業センサス</p> <p>我が国農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落、市町村段階から全国に至る各段階別に明らかにし、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料を整備することを目的として実施。 調査期日(調査周期 10年毎) ・平成12年2月1日 調査対象 ・すべての農家・農家以外の事業体、すべての林家・林家以外の事業体 調査内容 ・農業事業体調査(農家調査・農家以外の農業事業体) ・林業事業体調査(林家調査・林家以外の林業事業体)</p>		<p>国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
6	<p>国勢調査</p> <p>我が国の人口の状況を明らかにするため実施。 調査期日(調査周期 10年、簡易調査を中間年に実施) ・平成12年10月1日調査対象・調査時において、本邦内に常住している者 調査の実施法 ・国勢調査員が、「調査票」と「調査票の記入のしかた」を配布し、世帯が調査票に記入した後、収集する方法。</p>		<p>国勢調査</p> <p>我が国の人口の状況を明らかにするため実施。 調査期日(調査周期 10年、簡易調査を中間年に実施) ・平成12年10月1日調査対象・調査時において、本邦内に常住している者 調査の実施法 ・国勢調査員が、「調査票」と「調査票の記入のしかた」を配布し、世帯が調査票に記入した後、収集する方法。</p>		<p>国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
7	<p>学校基本統計調査</p> <p>生徒数、教員数、卒業者数等の基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料とする。 調査期日 ・毎年5月1日 調査対象 ・小、中、高等学校、幼稚園、専修・各種学校、盲・聾・養護学校、市町村教育委員会を全数調査</p>		<p>学校基本統計調査</p> <p>生徒数、教員数、卒業者数等の基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料とする。 調査期日 ・毎年5月1日 調査対象 ・小、中、高等学校、幼稚園、専修・各種学校、盲・聾・養護学校、市町村教育委員会を全数調査</p>		<p>国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
8	<p>商業統計調査</p> <p>商店数、従業者、年間商品販売額等について業種別、規模別、地域別等に把握し、商店の分布状況や販売活動の実態の基本的な構造を明らかにする。 調査期日(調査周期 5年毎) ・平成14年6月1日 調査対象 ・飲食店を除く全ての事業所を全数調査 調査対象期間 平成13年4月1日から平成14年3月31日(1年間)</p>		<p>商業統計調査</p> <p>商店数、従業者、年間商品販売額等について業種別、規模別、地域別等に把握し、商店の分布状況や販売活動の実態の基本的な構造を明らかにする。 調査期日(調査周期 5年毎) ・平成14年6月1日 調査対象 ・飲食店を除く全ての事業所を全数調査 調査対象期間 平成13年4月1日から平成14年3月31日(1年間)</p>		<p>国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会専決案件		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原 良仁	ワーキンググループ名	その他事務事業(統計)		責任者	角田 美幸
合併協議項目	25-42各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	その他事務事業(統計)			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
9	<p>就業構造基本調査</p> <p>就業、不就業等の就業構造の実態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料とする。</p> <p>調査期日(調査の周期 5年) ・平成14年10月1日</p> <p>調査対象 ・選定された調査区の中から所定の方法で選定した世帯及びその世帯に常住する15歳以上の世帯員に標本調査。</p>		<p>就業構造基本調査</p> <p>就業、不就業等の就業構造の実態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料とする。</p> <p>調査期日(調査の周期 5年) ・平成14年10月1日</p> <p>調査対象 ・選定された調査区の中から所定の方法で選定した世帯及びその世帯に常住する15歳以上の世帯員に標本調査。</p>		<p>国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
10	<p>事業所・企業統計調査</p> <p>事業所の事業活動及び企業活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得る。</p> <p>調査実施日(5年に1回。更にこの中間年に名簿整備調査実施。) ・平成11年7月1日(簡易調査) ・平成13年10月1日</p> <p>調査方法 ・民営の事業所を対象とした全数調査で、総務庁長官(総務庁統計局長)―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員の流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法。</p>		<p>事業所・企業統計調査</p> <p>事業所の事業活動及び企業活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得る。</p> <p>調査実施日(5年に1回。更にこの中間年に名簿整備調査実施。) ・平成11年7月1日(簡易調査) ・平成13年10月1日</p> <p>調査方法 ・民営の事業所を対象とした全数調査で、総務庁長官(総務庁統計局長)―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員の流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法。</p>		<p>国の実施要領に沿って行っているので特に問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	

行政現況調書調整一覧表

専門部会専決案件	
責任者	岡田 安路

専門部会名	総務部会		責任者	岡田 賢治	ワーキンググループ名	その他(その他)		責任者	岡田 安路
合併協議項目	25-42各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	その他の事務事業		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
11	<p>国・県要望 国、県に対して、各種施策等の実現に向けて要請する</p> <p>各課に要望事業取りまとめ依頼をし、提出された事業要望により事業要望書を作成し、国・県に対して提出する。 (総務課所管分) 県政に対する要望書(自民党県連)9月中旬に各課事業を取りまとめし、9月末に自民党県連に提出別途日程通知により、要望会が開催される。(町長出席)要望書は、自民党県連に提出する前に自民党岸本支部へ必要部数送付し、協議検討していただく。 各課で所管している事務事業要望は、県の各部局に随時提出している要望及び新規事項を加えて取りまとめる。(移動振興局、移動保健部等)</p>	<p>国・県要望 国、県に対して、各種施策等の実現に向けて要請する</p> <p>各課に要望事業取りまとめ依頼をし、提出された事業要望により事業要望書を作成し、国・県に対して提出する。 (総務課所管分) 県政に対する要望書(自民党県連)9月中旬に各課事業を取りまとめし、9月末に自民党県連に提出別途日程通知により、要望会が開催される。(町長出席) 各課要望事業は、県の各部局に提出した要望書により取りまとめる。 (移動日野総合事務所、日野郡行政懇談会)</p>	<p>事務処理上の問題点は、特筆すべき問題点はない。要望内容については、新町建設計画等の策定後又は新町発足後に再度調整する必要がある。 他課の所管になるが、県の総合事務所の所管先が違うため、移動振興局、日野郡行政懇談会等の取扱いについては、県の管轄の決定に委ねるところが大きい。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>			
12	<p>町政要望 集落・各種団体・議会各会派からの町政要望を検討し、町予算・事業等に反映させる。</p> <p>集落・各種団体・議会各会派等からの提出された町政要望を総務課で受付した後、各課に配布し、各課で調査検討した結果を総務課で取りまとめ、町長決裁を受けた後に要望団体へ回答する。 予算対応すべきものは、必要に応じ、予算措置等を進める。</p>	<p>町政要望 集落・各種団体からの町政要望を検討し、町予算・事業等に反映させる。</p> <p>集落・各種団体からの提出された町政要望を各課に配布し、各課で検討した結果を取りまとめ、要望団体へ回答する。 各課で検討した結果、予算化できるものは、当初予算、必要に応じ、補正予算で対応するものもある。</p>	<p>事務処理上の特筆すべき問題点はない。現時点では、両町で未処理となっている要望の取扱いは、合併までに処理するものと、新町で検討するものに分けて、後者については、新町建設計画等の策定又は新町発足時に再度調整する必要がある。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>			

